

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第5回） 議事録

1. 日時 平成23年11月1日（火）10時00分～11時45分

2. 場所 総務省11階 1101会議室

3. 出席者

委員 酒井主査、相田主査代理、池田委員、一井委員、河村委員、三友委員
総務省 原口電気通信事業部長、野崎電気通信技術システム課長
中沢番号企画室長、東川番号企画室課長補佐

4. 議題

報告書骨子（案）について

5. 模様

【酒井主査】 電気通信番号政策委員会の第5回会合を開催させていただきます。

最初に資料の確認をお願いいたします。

【東川課長補佐】 お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず配席図が1枚目になりますが、その下に議事次第、その次に資料5-1の携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方の報告書骨子（案）になります。その次に資料5-2の参考資料となっておりまして、最後に今後の検討スケジュール（案）ということで資料5-3を配付させていただいております。

過不足等あれば、事務局までご連絡いただきたいと思います。

【酒井主査】 よろしいですか。

これまでこの委員会では、諮問事項の携帯番号の番号拡大及び番号ポータビリティ等につきまして、ヒアリング等を踏まえて論点整理を行ってまいりました。今日はその際の議論を踏まえて、取りまとめに向けた方向性を確認するために報告書骨子（案）が作成されております。

最初に報告書骨子（案）を事務局のほうから説明いただき、その後自由討論を行うこと

としたいと思いますので、よろしくお願いします。

【東川補佐】 それでは、お手元の資料５－１につきまして説明させていただきます。

資料５－１は、前回までの論点整理の議論を踏まえまして、報告書作成に向けた方向性をご確認いただくための報告書骨子（案）となっております。それでは、資料５－１の報告書骨子（案）のほうを、主に下線部を中心に読み上げさせていただきたいと考えております。

それではまず、「第１章 携帯電話の電話番号の将来需要について」ということで、これまでの携帯電話の電話番号数の拡大の経緯を掲げております。

携帯電話の電話番号については、携帯電話の利用者の増加に対応し、新たな０Ａ０番号が順次開放されていった結果、平成１０年には０１０、０２０、０３０、０４０、０８０、０９０という多くの０Ａ０番号が利用される状況が生じた。平成１４年には０９０番号も１億番号容量では増え続ける携帯電話の契約数に対する電話番号の不足が想定されたため、携帯電話はさらなる需要増加に対応するため、０９０に続いて０８０番号を導入し、現在、これらが携帯電話の電話番号として広く一般に認識されているところである。

携帯電話の契約数は、固定電話の契約数が減少傾向にある中、平成１８年度末において１億を突破して以降も拡大を続けている。平成２３年９月末時点では携帯電話とＰＨＳの契約数は１億３，１２３万契約となっております。こうした携帯電話の需要増加に対し、総務省では平成２３年３月末時点で携帯電話の電話番号として指定可能な１億８，０００万番号のうち、既に１億６，０７０万番号を指定しているところである。現在、１，９３０万番号が携帯電話の電話番号として指定可能な番号数として残っているものの、携帯電話の電話番号の直近の需要から、平成２６年初頭には総務省から指定できる電話番号の不足が想定されます。

続きまして４ページ目をご覧ください。

このため、０９０及び０８０番号以外における新たな携帯電話の番号数の拡大策を実施する必要性が生じている。携帯電話の電話番号の将来需要を踏まえ、必要な番号容量や導入時期を早急に決定する必要があるとしております。

続きまして、携帯電話の電話番号の将来需要についてということで、主な意見になります。

イー・アクセスからは、携帯電話についてはデータ通信用途の需要が今後も大きく、高速化や料金の低廉化による市場の拡大により、さらなる市場の拡大が予測される旨の意見

が示されております。

ウィルコムからは、携帯電話サービスの契約数が今後も同様の割合で増加する前提での検討が必要であり、M2Mサービスの潜在的需要の存在を考慮すると、現在のペースよりもさらに伸びが大きくなる旨の意見が示されています。

NTTドコモからは、M2Mサービスはまだ黎明期であるため、今後の需要を予測することは困難である旨の意見が示されております。

日本通信からは、今後明らかな需要が見込まれる農業用センサーや街路灯へのアプリケーションなども含めて、M2Mサービスへの通信の適用は今後10年間で10億契約に達する可能性がある旨の意見が示されております。

考え方としまして、今後の携帯電話の需要に耐え得る番号容量を確保するためには、短期的な視点だけではなく、中長期的な視点から携帯電話の電話番号数の拡大策を講じる必要がある。携帯電話・PHS事業者からは、現時点でM2Mサービス市場の本格的に立ち上がる時期や、その規模について予測するのは困難との意見がある一方、潜在需要は相当数あるものと見込む意見がありました。現在の携帯電話の番号需要程度では伸びていくという点では一致しており、少なくとも現在の番号需要を前提として携帯電話の電話番号数の拡大策を検討する必要があると。

続きまして5ページになります。

したがって、新たな携帯電話の電話番号の指定に支障が生じないように、平成24年には携帯電話の電話番号数の拡大策としての電話番号を決定することが適当である。

なお、急激な電話番号の需要により、携帯電話の電話番号が急に不足することがないよう、携帯電話の需要動向等について、引き続き注視していくことが必要であるとしております。

続きまして6ページ目をご覧ください。

「第2章 M2Mサービスへの専用番号の割り当てについて」ということで、主な意見になりますが、ソフトバンクからは、電話番号の桁増しは、過去の経験から大幅な設備改修が必要となるため、回避すべき。仮に携帯番号を使用しないような新識別子を用いる場合は、その分の改修が発生するが、電話番号の桁増しに生じるコストや時間に比べ影響は小さい旨の意見が示されております。

NTTドコモからは、将来的なM2Mサービスを含めた携帯電話サービスの番号需要が数億程度と見込まれるならば、これまでの電話番号を用いたM2Mサービス提供の仕組み

を活用することが望ましい。また、利用者及び事業者のシステムの継続性を確保できるため望ましい旨の意見が示されております。

イー・アクセスからは、現在M2Mサービスに専用番号を付与した場合、日本独自の仕様となる可能性があり、国際標準の動向に鑑みて慎重な検討が必要である旨の意見が示されております。

考え方としては、現在の携帯電話の電話番号と別体系とした場合、既存のM2Mサービス利用者の電話番号を変更する困難を伴う。このため、現時点においてはM2Mサービスに係る専用番号の割当てを行わず、既存の携帯電話の電話番号を利用することが適当である。M2Mサービスに係る新識別子が国際標準化された後も、既存の携帯電話の電話番号によるM2Mサービスを利用できる環境を確保すべきとの意見もあり、将来的なM2Mサービスの番号需要に対応するため、複数の0A0番号を確保しておくことが適当である。

他方、M2Mサービスの需要が数十億の識別子を必要とする場合は、複数の0A0番号をそのまま用いることは電話番号の不足を招く可能性もある。電話番号の桁増しは大幅な設備投資が必要であり、電話番号以外の新識別子の利用を検討する必要がある。M2Mサービスに係る新識別子については、国際競争力の観点から端末調達力やM2Mサービスの多様性を奪うことがないよう、今後、国際標準化や普及の動向を踏まえて、7ページになりますが、将来的なM2Mサービスの識別子について検討を行う必要があるとしております。

続きまして、「第3章 携帯電話の電話番号の指定方法の変更等について」ということで、まず指定方法の変更でございますが、主な意見としては、NTTドコモから、現在の携帯電話の電話番号の指定方法では、解約保留数の実績と計算式による計算結果の乖離が大きく、過剰に番号を付与していることは明らかとなっている。このため、実際の月間解約率を用いることは番号指定数を節約するための有効な手段となり得る旨の意見が示されております。

イー・アクセスからは、引き続き純増傾向にある携帯電話の市場環境に照らして、算定方法によって新規参入時に算定された際には、割り当てられる番号数の減少と複数回の番号申請が必要となる。こうした点に配慮した効率的な算定方法をとる必要がある旨の意見が示されております。

考え方としては、現時点の月間解約率については各社とも0.5から1%といった数

値を公表しており、実際の月間解約率を用いることは、０９０及び０８０番号の指定を維持するための有効な手段となる。

携帯電話の電話番号の指定方法のうち、月間解約率を現在の３％（固定値）から各社実績値の１％程度に見直した場合、急激な番号需要が生じない限りは、携帯電話の番号不足が予想される平成２６年初頭から１年程度の延長効果が見込まれるため、平成２４年より上記の指定方法の変更を行うことが適当である。

なお、指定方法の変更により、実際の月間解約率を用いるとした場合、予想を上回る急激な番号需要増の発生により、短期間における複数回の番号申請や工事費用の増加が見込まれる場合においても、効率的に対応できる算定方法の検討が必要であるとしております。

続きまして、０９０－０番号の携帯電話への開放について。この意見でございますが、ＮＴＴドコモからは、９ページになりますが、０９０－０を開放することについて、番号方式、番号の有効利用の観点からも望ましい旨の意見を示されています。

ソフトバンクからは、０９０－０番号を開放してもよいが、０９０－０は１，０００万番号であり、携帯電話の電話番号数として抜本的な対策には至らない旨の意見が示されております。

ＮＴＴ東西からは、携帯電話の逼迫対策として０９０－０番号を利用することは、既存携帯電話・ＰＨＳユーザーへの影響が小さい有効な手段である。利用に当たっては米国における９００番サービス（日本のダイヤルＱ２に相当するサービス）との混同が想定される旨の意見が示されております。

考え方としましては、携帯電話の電話番号数の拡大策としての０９０－０番号の開放については、携帯電話事業者や固定電話事業者からは導入に積極的な意見が多く見られました。０９０－０番号の開放により確保される番号容量は、携帯電話の番号不足が予想される平成２６年初頭から１年程度の延長効果が見込まれる。

一方で、将来のＭ２Ｍサービスの急激な需要に対処するため、０９０－０番号をけた増しして利用することも可能となることから、携帯電話とはサービス内容が全く異なる着信課金サービスで用いられる０８００番号と誤認される可能性を考慮し、携帯電話の電話番号数の拡大先としては０９０－０番号の開放よりも、指定方法の変更を優先すべきであると。

したがって、新たな０Ａ０番号の導入に必要な改修等の対応が間に合わず、携帯電話の電話番号が不足する場合において、０９０－０番号の開放を行うことが適当である。なお、

着信課金サービスで用いられる０ＡＢ０番号（０８００）と誤認しないよう、事業者及び国から利用者に対して周知に努めることが必要であるとしております。

続きまして、１０ページ目をご覧ください。

「第４章 携帯電話の電話番号数の拡大策としての０７０番号の開放について」ということで、新たな電話番号としての０Ａ０番号の開放について、平成２３年３月時点で携帯電話の電話番号として指定可能な番号数は１億８、０００万番号のうち、残り１、９３０万番号となっており、平成２６年初頭には不足することを考慮すると、指定方法の変更や０９０－０番号の開放といった短期的な番号数の拡大策だけでは不十分である。

その際、携帯電話の番号数の拡大策として、携帯電話の電話番号である０９０及び０８０番号を桁増しすることは、携帯電話が国民の多くに普及している現在の状況においては、ネットワーク改修や周知に相当な費用や期間を要する。このため、桁増しではなく、現在使用されている０９０及び０８０番号以外の０Ａ０番号の開放の検討が必要となる。まず０７０番号以外の０Ａ０番号の開放について検討しております。

主な意見ですが、イー・アクセスからは、新たな番号帯の開放については、０７０番号帯だけでなく、０３０番号、０４０番号帯も選択肢に入れて、複数の選択肢からメリット、デメリットを比較考量するといった建設的な検討を行うべき旨の意見が示されております。

ＮＴＴ東西からは、現在未利用の０３０、０４０番号帯の利用を優先的に検討するべき旨の意見が示されています。

考え方ですが、新たな０Ａ０番号のうち、携帯電話の電話番号としていずれの番号を開放すべきかについては、携帯電話の電話番号としての識別性、他のサービスとの識別性、今後想定される新たなサービスでの０Ａ０番号の利用、事業者ネットワークや電話端末等に与える影響、利用者に与える影響の観点からの検討が必要である。

事業者ネットワークや電話端末に与える影響としては、新たに０２０、０３０、０４０、０５０、０６０のいずれの０Ａ０番号を開放する場合でも、１１ページをご覧ください、選択中継サービスや着信課金サービスなど、これまで携帯電話を０９０及び０８０番号として識別してきた交換機に改修が必要となる等のネットワークへの影響が生じる。

既に他のサービスに利用されている番号は、同じ０Ａ０番号における他のサービスとの識別のために改修を必要とする事業者も存在するため、改修の規模は事業者ごとに異なる面はある。ただし、いずれの０Ａ０番号を開放したとしても、ネットワーク改修に伴う負担に大きな差は生じないものと考えられる。

①他のサービスで利用している０Ａ０番号について。既に他のサービスに利用されている０２０番号、０５０番号、０６０番号を携帯電話の番号として開放する場合は、同じ０Ａ０番号を共有することとなるため、他のサービスとの識別性が課題となる。

０２０番号を利用している無線呼び出しサービス（発信者課金ポケットベル）は、携帯電話の基本的なサービスである音声サービスやデータ通信サービスが利用できないなど、メッセージを受信する機能を除き、基本的なサービスが異なっている。また、利用者から見て、携帯電話の電話番号として認知されるか懸念される。このため、携帯電話の電話番号として０２０番号を開放することは適当ではないと考えられる。

０５０番号は、主にＡＤＳＬ回線等によるＩＰ電話として一般的には利用されており、携帯電話の電話番号として開放することは適当ではないと考えられる。

０６０番号は、ＵＰＴ（個人通信）サービスに利用されてきましたが、平成１９年にＦＭＣサービスにも指定可能になり、利用者が自宅等から発着信する際は固定電話のネットワークを利用し、外出先では移動電話のネットワークを使用する。このため、ＦＭＣサービスを提供する事業者は、固定電話や携帯電話のネットワークの呼を振り分けるサービスを提供しており、携帯電話サービスを提供しているものではない。よって、ＦＭＣサービスと携帯電話サービスは基本となるサービス内容が異なり、０６０番号を携帯電話として利用することは、両サービスの識別性が働かなくなることから適当ではないと考えられる。また、電話番号の指定を受けていない新規事業者が０６０番号の指定を受けてＦＭＣサービスを提供し、同一の番号で効率的に利用できるＦＭＣサービスを利用したいというニーズがなくなったわけではないことから、制度創設から間もない段階であることを、１２ページになります。考慮すると、現段階で０６０番号によるＦＭＣサービスを廃止することは時期尚早であると考えられる。

続きまして、未利用の０Ａ０番号ということで、平成１１年に相応のコストと長い準備期間を経て、携帯電話の電話番号が１１けたへのけた増しとともに０９０番号に統一されて以降、０３０及び０４０番号は未利用番号となっている。また、同年にＰＨＳの電話番号が０７０番号に統一されて以降、それまでＰＨＳで利用されてきた０５０番号がＩＰ電話サービスとして、０６０番号がＦＭＣサービスとして利用されていることに照らせば、０３０及び０４０番号を未利用番号として確保することは重要である。

現時点において想定される０３０及び０４０番号の用途としては、携帯電話のＭ２Ｍサービスへの利用が挙げられる。将来的に新識別子、あるいは電話番号の利用が想定される

ため、M2Mサービスに利用可能な電話番号を選択肢として確保しておく必要がある。

M2Mサービスの需要が10億番号を超えて急激な増加が生じた場合は、新識別子を含めて十分な検討が必要となるが、030番号及び040番号を確保しておくことにより、桁増しにより数十億の番号容量を確保することも可能である。

これらの理由から、030番号及び040番号は開放せず、M2Mサービス等の新たなサービスへの利用に備えて、未利用番号として確保することが適当と考えられるとしております。

070番号の開放についてですが、主な意見ですけれども、NTTドコモからは、携帯電話とPHSにおいて中継選択サービスの利用可否の判断、ショートメッセージサービスの利用可否の判断、着信課金サービスやナビダイヤルなどの発信者識別等において、現時点で識別が必要な場合も多く存在する旨の意見が示されております。

KDDIからは、070番号の利用については賛成。利用に当たっては、まず090-0を開放し、次に070の順番とすべき。070はPHS番号との認識が浸透、混乱を防止するため、一定の周知期間が必要である旨の意見が示されております。

ソフトバンクからは、開放すべきと考える。携帯、PHSの識別性、13ページになりますが、品質、料金、サービスは低下しており、番号の共用によって不利益をもたらすことは考えられない。また、携帯・PHSの移動体通信を090、080、070の連番で使用することは、同時に他の0A0空間を将来のサービス用として保留しておくことができる旨の意見が示されております。

考え方としましては、070番号を利用する場合は携帯電話としての識別性、PHSとの識別性、事業者ネットワークや電話端末等に与える影響、利用者を与える影響の観点からの検討が必要である。

携帯電話としての識別性の観点からは、現在携帯電話で使用している090番号、080番号に続いて、070番号を開放することは、携帯電話の電話番号が連続している点において、他の0A0番号と比較すると識別性が働きやすい。また、多くの国で携帯電話に連続した番号を使用しており、識別性への配慮が見られる。

PHSとの識別性の観点からは、両サービスとも音声サービス、データ通信サービスを主要なサービスとしており、携帯電話のサービスの中心が高速・大容量データ通信サービスへと変わりつつあり、PHSは高速の音声サービスを低料金で提供するサービスを中心としているものの、利用者から見て基本的なサービスに特段の違いは認められない。この

ため、両サービスを０７０番号で共用することによって、利用者利便への慎重な配慮が必要となるものの、携帯電話とＰＨＳの識別性が問題となる可能性は少ないと考えられる。

事業者ネットワークや電話端末等に与える影響については、いずれの０Ａ０番号を開放した場合でも、選択中継サービスや着信課金サービス等に対応するための改修が必要であるため、０７０番号の開放と他の０Ａ０番号の開放によって特段の差は生じないと考えられる。

利用者に与える影響の観点からは、０９０及び０８０番号の携帯電話により提供されるサービスについて、同じ事業者の０７０番号を利用する携帯電話のサービスの利用者に対しても同様に提供されることで、影響を最小限にすることができる。そのためのネットワーク改修等については技術的に困難であるといった意見はなく、改修に必要な期間を十分にとることにより対応は可能であると考えられる。

続きまして１４ページをご覧ください。

これらの理由から、携帯電話の電話番号の需要が増加し、電話番号の不足が見込まれる平成２６年初頭以降も、その普及や発展に支障が生ずることがないように、０７０番号を携帯電話に開放し、中長期的な視点に立って携帯電話の需要に対処することが適当である。

携帯電話の将来需要については、事業者によってＭ２Ｍサービス等に係る需要予測が大きく異なるなど、不確定な要素も多いことから、番号資源の利用を最小限に抑えることが０Ａ０番号の効率的な利用に結びつくと考えられるため、携帯電話の電話番号としての０Ａ０番号の開放は最小限にとどめ、将来の番号需要に備え、未利用の０Ａ０番号を確保しておくことが適当であるとしております。

続きまして、１５ページをご覧ください。

「第５章 携帯電話とＰＨＳ間の番号ポータビリティの導入について」。携帯電話とＰＨＳ間の番号ポータビリティの導入については、携帯電話の電話番号として０７０番号の開放にあわせて、既に０７０番号が割り当てられているＰＨＳとの間で、利用者から見た携帯電話とＰＨＳにおけるサービス内容や料金等に関する比較と、利用者利便の向上の観点から、携帯電話とＰＨＳ間の番号ポータビリティ導入の是非について検討する。

主な意見ですが、ＮＴＴドコモからは、ＰＨＳと携帯電話を同一のサービスとみなすことができるのであれば、番号枯渇と関係なく番号ポータビリティを導入すべきであり、その際には当面の電話番号の容量不足対策にもなる。ただし、ＰＨＳは独自の発展を経て異なる制度下に運用されてきたため、携帯電話との番号ポータビリティを導入するに当たっ

ては課題の解決が必要である旨の意見が示されています。

ウィルコムからは、携帯電話・PHS間双方の番号ポータビリティが可能になれば、ユーザーの選択肢が広がることにより市場の流動性が高まり、携帯電話市場も含めた移動体通信として通信料金の多様化・低廉化が促進され、ユーザーの利便性向上に資する。PHSの各種定額サービスが番号ポータビリティにより利用できるようになることは、通信会社の競争にもつながり、ユーザーへのメリットにつながる旨の意見が示されています。

固定電話事業者からは、導入のメリットとしては携帯電話・PHSの利便性向上につながる。導入のデメリットとしては、携帯電話とPHSへの通話料金が異なることから、利用者に通話料金がわかりにくくなる。実施に当たっては十分な検討が必要である旨の意見が示されております。

考え方としましては、まず携帯電話とPHSのサービスについて、PHSはサービス開始当初は人口カバー率も低く、通信可能エリアが限られるなど、携帯電話との違いが見られた。その後、サービス提供エリアや人口カバー率において、携帯電話とPHS間に、16ページをご覧ください、サービス開始当初のような差はなくなっている。音声サービス、データ通信サービスといった基本的サービスでは共通しており、携帯電話間のサービスの違いと比較しても、特段に大きな違いはないと考えられる。

続きまして、携帯電話とPHSの競争環境で、現状では携帯電話とPHS間の料金差があるため、番号ポータビリティを導入すべきではないとの指摘がある一方で、事業者間の競争がさらに進展し、携帯電話とPHS間の料金差も縮小していくことを期待し、番号ポータビリティは導入したほうがよいとの指摘が見られた。

直近の携帯電話とPHSの契約数の推移によれば、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入により、料金・サービス面における競争はさらに進み、サービスの多様化や料金の低廉化が進む可能性がある。また、携帯電話間の番号ポータビリティの導入後、携帯電話事業者のARPUは約13%減少しており、携帯電話・PHS間の番号ポータビリティの導入により、料金・サービス面における利用者利便の向上が見込まれる。こちらは参考資料の資料11などにまとめております。

また、携帯電話とPHSは、無線通信インフラを提供するMNOとして、卸または接続によるMVNO市場を構成し、MVNO市場においてもサービス競争が行われている。PHS事業者が携帯電話のMVNOとなり、携帯電話の3G方式を用いたサービスを展開するなど、携帯電話とPHSという通信方式にとらわれない形の競争が進展している。

続きまして、番号ポータビリティに対する利用者のニーズです。音声サービスの利用の中心が固定電話から移動通信端末へと移り、携帯電話やPHSといった移動通信端末は1人1台を所有する利用環境へと変化が生じている。このため、携帯電話やPHSが利用する移動通信サービスの電話番号については、個人と紐付いた形での利用が進展しており、事業者間で同じ番号を継続的に使用できる番号ポータビリティに対する利用者の要望は強いものと考えられる。

携帯電話及びPHSの利用者に対するアンケートでは、PHS利用者の約4割弱、携帯電話利用者の約2割弱が、両サービス間の番号ポータビリティを利用したいという結果で、PHSは、携帯電話からより安価な音声サービスを求める利用者による番号ポータビリティのニーズが一定程度あると考えられる。また、高速なデータ通信や豊富な携帯電話端末を利用したいと考えるPHSの利用者も一定程度あると考えられる。

このように番号ポータビリティの導入は、携帯電話とPHSサービスに関する料金体系等に関する周知を前提として、利用者が電話番号を変更することなく、17ページをご覧ください、携帯電話とPHSを選択することが可能となり、利用者の選択肢を広げることになるため、利用者利便の向上に一定の役割を果たすことが期待される。

携帯電話とPHSは3.9世代移動通信技術であるLTE、広帯域移動無線アクセスシステムであるWiMAXや次世代PHS技術(XGP)を高度化したAXGPなど、より高速・大容量のサービスを提供するために移動通信ネットワークを組み合わせたサービス競争へと変化してきている。PHSとの音声サービスの番号ポータビリティの導入は、こうしたサービス競争を促進する面も期待される。

これらの理由から、番号ポータビリティの導入は、携帯電話とPHS間の料金やサービス等に関わる競争を促進し、電話番号を変更することなく携帯電話とPHSを利用したいという利用者の利便性を向上させることから、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入することが適当である。また、今後の移動通信市場における携帯電話とPHSの料金・サービス競争がどのように進展するかについて、総務省は引き続き市場動向を注視していく必要がある。

一方で、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う影響に対する認識が利用者に浸透するための期間を設けるなど、事業者や国等による利用者の混乱を防止するための必要な周知や情報提供等の措置が行われることが求められる、としております。

続きまして、070番号の開放と携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う

事業者対応についてまとめております。

まず選択中継サービスですが、主な意見としましては、NTTドコモからは、特に中継網選択サービスの利用可否については、携帯電話向けの場合のみ00XYを自動的にダイヤルしているケースも多く見られ、070番号が携帯電話でも利用されれば、Cコードで判断するように設定変更が必要になると思われる。上記の対策としては、ユーザーへの趣旨徹底のほか、特殊な呼び出し音やガイダンスの提供等が考えられる。特殊な呼び出し音を用いる場合、その意味内容も事業者間で統一されるべきと考える旨の意見が示されております。

NTT東西からは、現行の携帯事業者間番号ポータビリティにて採用されているリダイレクション方式を採用した場合は、18ページをご覧ください、リダイレクションに係る改修費用については、当該機能を利用する携帯電話やPHS事業者が応分の負担をすることが必要である旨の意見が記されております。

考え方としましては、事業者によるネットワーク改修について、070番号を開放する際には、選択中継サービスから070番号の携帯電話への発信を可能とするための選択中継サービス事業者による改修が必要となる。

また、番号ポータビリティを導入する際は、携帯電話とPHS間の料金精算のための改修や、リダイレクション機能等の追加が必要となる。

利用者利便の観点からは、電話番号において選択中継サービスから発信できる番号と発信できない番号が生じないためにも、PHSの発信を可能とすることが望ましい。一方で、今後さらなるIP化の進展により、0AB-JIP電話（現状、選択中継サービスが利用できない）ものが増加し、選択中継サービスの利用が減少することも想定される。

したがって、携帯電話の需要の増加が見込まれる中、選択中継サービス事業者による改修が過度の経済的負担とならない限りは、利用者利便の観点から、選択中継サービスからPHSへの発信を可能とすることが求められる。

また、固定電話から携帯電話とPHSの発信に係る料金差については、今般番号ポータビリティの導入に当たって、PHS事業者において、携帯への発信ではなくPHSへの発信であることを利用者が識別できる仕組みを導入し、利用者保護を図ることが適当である。

こうした選択中継サービスを利用した携帯電話やPHSへの発信に必要なネットワーク改修等が円滑に行われるように、国による関係事業者間の検討状況のフォローアップや、必要に応じて調整の場を設けるなどの対応が求められるとしております。

電話端末等の設定変更等への対応としまして、選択中継サービスを利用するPBXやACR機能付き電話端末については、070番号の携帯電話及びPHSへの発信を可能とするための改修が必要となる。PBXについては070番号の携帯電話やPHSへの発信に対応する必要がある。

19ページをご覧ください。

ACR機能付き電話端末においては、090及び080番号へ発信する際に、自動的に00XYを付加する機能が基本的機能として備わっており、PHSが選択中継サービスに対応しない場合は選択中継サービスからPHSへ発信できない旨のガイダンスを流す等の対応が必要となる。

なお、固定電話から選択中継サービスを利用できない場合は、利用者は選択中継サービスの料金が適用されないため、利用者に対して十分な説明が求められる。また、利用上の注意事項等について、事業者及び国から利用者への周知に努める必要がある。

続きまして、着信課金サービス、統一番号サービス、プリペイドサービスについてまとめております。

主な意見としまして、KDDIからは、MNPの実施に当たっては課題解決が必要となる。着信課金サービス（0120／0800）では、携帯電話とPHSを識別しており、発番号でその識別をしている場合、識別付加となる旨の意見が示されております。

考え方としましては、070番号を開放する際は、着信課金サービス、統一番号サービス、プリペイドサービスについて070番号からの発信を可能とする改修が必要となる。

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入する際は、携帯電話またはPHSを識別するための事業者コード等による、料金精算を行うための改修が必要となる。

利用者利便の観点からは、着信課金サービス、プリペイドサービスへの対応についてはこれまでも携帯電話及びPHSから利用可能であったことを考慮すると、携帯電話及びPHSの利用者と着信課金サービス等の利用者の利便性を損なわないために、引き続き携帯電話及びPHSからの発信を可能とすることが求められる。

統一番号サービスについては、これまでPHSでは利用できなかったため、PHS利用者への影響に限定されることから、自主的な判断に委ねられる。利用者に対しては統一番号サービスへの対応状況に関する周知や説明が求められる。

なお、携帯電話及びPHSから着信課金サービスへの発信に必要なネットワーク改修等が円滑に行われるように、国による関係事業者間の検討状況のフォローアップや、必要に

応じて調整の場を設けるなどの対応が求められることとしております。

続きまして２０ページをご覧ください。ショートメッセージサービス、SMSについてです。

主な意見としまして、ＫＤＤＩからは、携帯電話間のSMS相互接続を２０１１年７月から実施するが、ＰＨＳもサポートすべきか。ＰＨＳがサポートしない場合、携帯電話から番号ポータビリティによりＰＨＳに移転した利用者はSMSサービスの提供ができなくなる旨の意見が示されております。

考え方としましては、携帯電話とＰＨＳ間の番号ポータビリティを導入される場合には、利用者から見て相手先が携帯電話に加入しているか、ＰＨＳに加入しているかによって、SMSサービスにおける発着信の可否が生じないことがわかりやすい。

携帯電話・ＰＨＳ間においてSMSの相互接続を行うためには、改修のため相応のコストや期間を要する。総務省においてはそれらの課題について、まずは事業者間協議による合意形成を図りつつ、協議状況を注視することが必要である。また、関係事業者においては、新たに接続するSMSサービスの利用の増加の見込み等により、設備投資が関係事業者の過度の負担とならない限り、利用者利便の向上の観点から、将来的なSMSの相互接続の実現に向けた検討を進めることが適当である。

続きまして、０７０番号の開放と携帯電話とＰＨＳ間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護についてということで、主な意見としまして、ウィルコムからは、ＰＨＳが番号ポータビリティに参加することにより、料金の多様化・低廉化につながることを利用者にとっての最大のメリット、ただしＰＨＳが提供する０７０定額がわかりにくくなるといったデメリットもあり、他事業者で実現されているような呼び出し音等で相手が定額対象のＰＨＳであることを判別可能とすることが必要という意見が示されております。

固定電話事業者からは、利用者が、接続先が携帯電話かＰＨＳかわからなくなる。影響改善策としては携帯・ＰＨＳ事業者側で接続前にトーキーを流す等の対応が考えられる旨の意見が示されております。

続きまして２１ページをご覧ください。

固定電話事業者からは、一般的に固定電話等から携帯電話とＰＨＳへ発信する際の通話料金は大きく異なっており、利用者はその電話番号から相手が携帯電話かＰＨＳかを判別して、その通話料金をおおよそ想定することができる。携帯電話とＰＨＳとの間で番号ポータビリティが導入されると、相手が携帯電話かＰＨＳか判別することができなくなるた

めに、消費者保護の観点から好ましくないものとする旨の意見が示されております。

考え方としましては、携帯電話及びPHSの利用者を対象としたアンケートでは、電話番号による携帯かPHSかの識別は必要ないという回答が42%、必要であるという回答が37%という結果になっております。番号ポータビリティの導入に当たっては、利用者保護の観点から、携帯電話とPHSの料金差に関する識別性確保へ向けた措置の検討が必要である。

携帯電話とPHSの料金体系については、これまでの携帯電話間の競争の結果、通話料金の低廉化が見られ、携帯電話とPHS間の料金差は縮小している。固定電話から選択中継サービスを利用せずに発信する際は、現在携帯電話への発信は3分当たり70円から120円、PHSへの発信は40円から130円（距離に依存）となっており、携帯電話とPHSの料金体系の違いについて、事業者や国から利用者に周知するよう努めることが適当である。また、現状の料金設定のあり方について、関係事業者間において必要な見直しを行うことが必要と考えられる。

無料通話サービスが提供されているPHS間の通話や、固定電話及び携帯電話からのPHSへの発信に係る識別音の挿入（一部の携帯電話からの通話では導入されている）による識別性の確保については、料金差が生じている現状においては、PHS事業者において携帯電話と識別できる何らかの仕組みを導入することが適当である。こちら参考資料のほうにまとめております。

続きまして070番号の開放と携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について、になります。

主な意見としまして、NTTドコモからは、現行の番号ポータビリティの方式を採用し、ポートアウト後のユーザーへも音声呼を接続するための機能を提供することに限定すれば、2年程度の準備期間があれば対応可能。公正競争の観点から、特定の事業者が優位に取り扱われることがないよう配慮が必要。仮に特定の事業者が先行してMNPを実施すると、特定の番号は、22ページをご覧ください、特定の事業者しか選択できない等の不利益が生じ、MNP条件が複雑化し、かえって利便性を損なう結果となる旨の意見が示されております。

KDDIからは、PHSとのMNPの実施に当たっては全携帯電話事業者一斉実施とすべき。現行のMNPは全移動体事業者が実施していることから、PHSとのMNPが一部事業者だけの実施になると利用者が混乱することが理由。実施可能時期は、MNPの仕様

により改修期間が異なると想定する旨の意見が示されております。

考え方としまして、０７０番号の開放時期についてですが、携帯電話への０７０番号の開放時期については、指定方法の変更等を行ったとしても、スマートフォンの需要拡大やＭ２Ｍサービス等による電話番号の利用の急激な増加により、現在想定される平成２６年初頭よりも番号不足の時期が早まる可能性も否定できないため、携帯電話の電話番号数の不足によるサービス拡大への影響を回避することが重要である。携帯電話の電話番号の不足に早期に対応するため、携帯電話の電話番号数の拡大策として、平成２４年より関係事業者による準備を開始して、遅くとも平成２６年初頭までには０７０番号を携帯電話に指定可能とすることが適当である。

続きまして、携帯電話とＰＨＳ間の番号ポータビリティの導入時期について。

携帯電話の番号ポータビリティでは、平成１６年４月の報告書において２から３年の期間のうちに導入する目途が示され、平成１８年１０月に実施された。また、平成１８年２月に携帯電話の番号ポータビリティ導入に係る制度改正を行って以降、利用者への周知は積極的に行われた。

このため、携帯電話への０７０番号の開放と、携帯電話とＰＨＳ間のポータビリティの導入に当たっては、事業者ネットワークの改修に係る必要な期間、利用者への周知に必要な期間を考慮することが求められる。

事業者ネットワークの改修に必要な期間に関しては、携帯電話におけるＰＨＳへの番号ポータビリティ機能の実装のほか、ＰＨＳにおいては既存の携帯電話の番号ポータビリティの仕組みを新に導入する必要がある。こうしたＰＨＳ事業者による準備や携帯電話とＰＨＳ間の調整等を踏まえて、事業者ネットワークの改修に要する期間として、２から３年程度の期間が必要と見込まれる。

また、利用者への周知に必要な期間については、０７０番号の開放及び携帯電話とＰＨＳ間の番号ポータビリティの導入に伴い、両サービスの種類や内容、料金体系等の違いも含めた十分な周知期間をおいて導入されることが適当である。

２３ページをご覧ください。

番号ポータビリティの導入に当たっては、携帯電話・ＰＨＳにおける公正競争の観点から、全社の実施により共通の競争基盤を構築することが重要であり、また、利用者利便の観点からは、携帯電話を利用する事業者によってＰＨＳへの番号ポータビリティが利用できないことは利用者の利便性を損なうことから、携帯電話の番号ポータビリティと同様、

全社による導入が望ましいと考えられる。

これらの理由から、平成２４年より関係事業者による準備を開始し、総務省は携帯電話やPHSの利用状況を注視しつつ、事業者ネットワークの改修に要する期間や利用者への周知期間、準備状況を踏まえて、番号ポータビリティが円滑に実施されるよう、ガイドラインを含めて、必要な制度整備等を行うことが求められる。また、関係事業者は、広く携帯電話やPHS、固定電話の利用者に対し、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に関する周知広報に努め、導入により利用者の混乱が生じない状況にあることを確認し、遅くとも平成２６年度内には導入することが適当であるとしております。

続きまして、２４ページをご覧ください。

「第６章 電気通信番号の指定要件の在り方について」。こちらは、ネットワークのＩＰ化、ＩＰ網への移行が進んでいる状況も踏まえ、他の電気通信事業者の網を介した間接接続による電気通信番号の指定を可能とすることについて検討を行った。

主な意見としまして、ＮＴＴドコモからは、一般的に通信品質の劣化や遅延、故障率の増加が想定されるが、それらについての各ネットワークに配分等する基準がない状況では、実質影響は少ないと想定される旨の意見が示されております。

ソフトバンクからは、現行の技術基準を満たした上での提供であれば、特に問題は生じない。競争力の向上、サービスの充実につながる旨の意見が示されています。

イー・アクセスからは、間接接続であっても十分な通話、通信品質の確保を図ることができる旨の意見が示されています。

考え方としまして、現在、電話番号の指定においてはＮＴＴ東西の第一種指定電気通信設備との直接接続を指定の要件としています。

現在、第一種指定電気通信設備と直接接続している携帯電話事業者や中継事業者のネットワークの性能向上により、中継事業者等のネットワークとの間接接続による品質劣化や遅延等の技術的な問題は生じるおそれはない。

事業者からのヒアリングにおいても、多くの事業者から現状サービスを同品質で間接接続にて提供可能との回答となっており、競争力の向上、新規事業者によるサービスの拡充に結びつくものと考えられる。

続きまして２５ページになります。

このため、固定電話や携帯電話をはじめ、電話番号の指定に当たっての第一種指定電気通信設備との直接接続の要件を見直し、一の事業者の網を介した間接接続による電話番号

の指定を可能とすることが適当であるとしております。

以上が番号政策委員会における報告書骨子（案）の全体説明になりました。

資料５－２に参考資料をまとめておりますが、こちらは審議の時間も考慮し、説明は省略させていただきたいと思います。

以上、趣旨の説明でございました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、この骨子（案）全体につきまして、どこからでも結構ですから議論を進めたいと思います。ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いします。

どうぞ。

【三友委員】 過去２回出席できませんでしたので、そのときの議論を十分理解しておりませんので、もしそのとき議論された解決済みのことを重ねて言うようでしたら申し訳ないと思うのですが、今ご説明いただいた骨子（案）の中で、３点申し上げたいことがございます。

１つは、この報告書の骨子（案）が携帯電話の市場と、それからＰＨＳの市場等を扱っておりますので、やはりどこかに両方の市場の概要を示しておく必要があるのではないかと思います。唯一記述されているのは、最初の３ページの真ん中あたりに１億３，１２３万契約という、携帯電話とＰＨＳの契約数の合計が出ているだけでありまして、後半においてＭＮＰの議論をしておりますので、携帯電話の市場がどの程度の規模であり、ＰＨＳの市場がどの程度の規模であるかということはちゃんと記述しておくべきだと思います。それがまず１点です。

それから２点目としまして、私個人的には０７０、あるいはほかの番号の開放とＰＨＳとの間のＭＮＰというのは全く別物だと、個人的には思っているのですが、これまでの議論の中でこれも一緒に扱うということでやっていたようですので、それについては異を唱えるつもりもございませんが、ＭＮＰの議論をするときに、やはり一番核となるのは競争が促進されるというのが根底としてあると思うのですが、果たしてどのような競争が実現されるのかということの記述が、いま一つよくわからないところがございます。特に１５ページ、１６ページあたりに競争環境の話が出ていますけれども、これを読んでも過去の携帯電話間のＭＮＰの議論はあるのですが、携帯とＰＨＳとの間のＭＮＰによってどういう競争が実現されるか、あるいは実現されると予想されるのか。それによって消費者にどういうメリットが予想されるのか、あるいはどの程度のメリットが予想され

るのかということは、やはり政策を導入する上である程度の議論が必要なのではないだろうかと思います。特に市場規模というと、携帯とPHSというのはかなり市場規模が違いまして、ざっと計算して30対1ぐらいの違いがあると思うのですが、その両者間でMNPを導入したときに、過去の携帯間のMNPと比較して議論をすることができるような根拠がどこかで示されていないと、何かいま一つ根拠として弱いのではないだろうかと思いました。

それから3点目は、これは最後のほうにも書いてあることなのですが、競争を促進するに当たっては、やはり競争中立性ということを十分注意しなければいけないのだろうと思います。競争中立性といった場合には2つの視点がありまして、1つはPHSと携帯の間の技術間の競争。技術中立性とちょっと紛らわしいところもあるのですが、その両者の間の競争の中立性。それから、携帯のほうは複数の事業者がおりますので、携帯事業者間での競争中立性ということも当然きちんと担保されなきゃいけないで、それについては、後段についてはこの骨子（案）の中にも書いてあるようですので、より具体的に言えば、全部の事業者がMNPに対応することができることが確認されてから導入するというような、そういったことがやはり必要になってくるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。1点目はしっかりと書けばいい話だと思ひまして、2点目のところで、MNPについては利用者利便という意味と、競争による利用者利便という意味と2つあるわけです。その後者をどこまで書けるかというお話だと思うのですが、その点はどうでしょう。

【東川補佐】 2点目は携帯電話とPHS間のMNPによって競争が促進されるかどうかという点を、もっと根拠を示してほしいということだったと思います。こちらについては、今の骨子（案）には、将来どこまで競争が進展するかというのは将来に関わることで、あまり確定的なことは書くことは難しいと思っております。ただ、番号ポータビリティを携帯電話において導入した結果、携帯電話のARPU等が減少しているといったことは事実でございますので、その点について骨子（案）に書いておりますのと、また、報告書（案）の段階では、そういった環境変化が他にもあれば詳細に記述したいというふうには考えております。

【酒井主査】 それから最後のところですが、逆に全部MNPができるようにな

ってから、確かめてからとまで書けるかどうかという話ですよね。要するにその事業者の怠慢か何かで遅れるようではしょうがないので。どうですかね。

【東川補佐】 3つ目の競争中立性的な視点を骨子（案）に加えるべきだというご意見だったと思います。こちら導入時期について、導入時期に関することで、22ページ、23ページのところで、全社一斉というのが公正な競争の基盤を構築するという見解になるというふうに考えておりました、最後、全社一斉が確認できた時点で導入すべきか、というところは、その競争基盤の観点から、そういったことを確認した上で実際は導入するということが重要だとは考えておりますが、そこをどう盛り込んでいくかという点について、ちょっと検討したいというふうには考えております。

【酒井主査】 よろしいですか。

【三友委員】 最後の点は別に怠慢でやらないのを含めてという意味ではなくて……。

【酒井主査】 それはそうでしょう。

【三友委員】 合意をしたならば、それをちゃんと実施をするということが前提だというふうに思っています。

それから2点目は、携帯のときのMNPと今回のMNPというのは大分違うと思うのですよね、実際問題として。前回のときは随分議論しました。私はかなりやるべきだという議論をしたのですが、今回は大分雰囲気が違うなどは、正直言って思うのです。ただし、どういうふうな競争が起こるのかというのは私自身も十分イメージできないので、そこはどういう競争環境が実現されるのかという、シナリオ的なものがあるかもしれません。将来わかりませんから教えられませんが、ですが、競争という以上はどういう競争が起こるのかということは、やはり少し具体的なイメージを出していただければなということとであります。

以上です。

【酒井主査】 どうぞ。

【池田委員】 ナンバーポータビリティを導入した後にどういう競争が起こるのかということなのですが、確かに現時点で資料9を見ますと、価格については、自社間は無料ということで、ほとんど携帯とPHSは変わらない。だからナンバーポータビリティを入れることによってもたらされる競争のメリットを実感しにくいのは確かにおっしゃるとおりかもしれませんが、次世代技術、データ通信の高速化という形で、17ページに、2段落目に書いてありますように、次世代技術に向けての競争、すなわち、価格ではなく、価格以

外の面でのサービス競争が活性化されるという点もあるのではないかなと考えています。

【酒井主査】 確かにおっしゃるとおり、いろいろな意味の競争があるだろうとは思いますが、完全には今読み切れないだろうと思います。

どうぞ。

【河村委員】 三友委員が最初におっしゃられたことに私も全く同感でございまして、番号が逼迫しているから070を携帯電話に開放するという話と、番号ポータビリティというのは全く別の話なのに、ちょっとうかうかしてしましたら完全に同時に、何かほとんど同時期にやるということが、この委員会として決まったことになっていて、何回か否定的な意見を申し上げたつもりなのですが、そうなるためにはいろいろな条件があるのではないかと申し上げたつもりなのですが、もう一度ちょっと整理して、私も整理できるかどうかかわからないのですが、私の中ではまず全然別の問題だと思っているということが1つと、識別性というのですか、競争という言葉が何回も出てきますが、消費者の側から見ると、私は別に携帯ユーザーの代表として来ているのではなくて、消費者というのは、固定電話を持っている人もいれば、いろいろな方がいらっしゃいます。そのいろいろな人の代表としてここに来ていますけれども、いろいろな意味で不利益が、例えば携帯、固定発の料金が違うという、携帯事業者間でも違いますけれども、PHSはさらに安いということなどもありますし、それが識別できなくなるということも前回意見を言わせていただきました。

そういうことを含めて、消費者が自分はどこにかけているのかという、そこでどういうサービスが受けられて、受けられないのかとか、サービスを受けているのに料金がわからないという状態というのは、もう全然きれいな競争環境じゃないのですね。消費者も含めた公正な競争への参加ということからいうと。それが、もう既に今、かなり崩れているわけですが、そのところを整理しないで、わざわざ、随分同じといいながらも、やはり差がある状態のPHSをその識別できない世界にほうり込むわけですね。それで、いろいろな問題点、懸念材料がありますけれども、それを解消するように努力しましょうということまで書いてありますが、それに関しては絶対そうなるかどうかはわからないし、かかる費用とかによっては事業者さんの判断になるということは何度もここで確認されていることだと思います。

一番後のところでわかるように、結局周知広報に努めると。そうなりますよ、これはできませんよとか、これはわからなくなりますよとか、周知広報に努めることによって、そ

れは十分周知したからクリアされたのだと。ここは実現できなかったけれども、周知したからいいんだみたいなことになりそうで、この書き方は、非常に私は懸念を覚えております。

それからもう一つは、指摘しておきたいのは、21ページなのですが、20ページのところからポータビリティ導入に伴う利用者保護についてというふうに書かれているわけなのですが、21ページに行きまして、固定電話の事業者からはというようなことも、通話料金体系が固定発携帯、固定発PHS着のことが書かれた後に、考え方というところに、参考資料の21番が示されておりまして、携帯電話及びPHSの利用客を対象としたアンケートでは、識別は云々というふうになっています。これは、携帯電話やPHSの利用者にアンケートをしてもこの話は関係なくて、固定のお客さんにこういうことが起きていますけれどもどう思いますかと聞かなければ、何の意味もないのですね。つまりここで識別性は必要ないところで引いてくるのは、あまり上と下があってなくて、しかも、多分固定の人に聞いても大したアンケート結果は出ません。なぜならそんなこと知らないからです。

それを知らせた上でやれば、かなりおもしろい結果が出ると思いますし、もっと申し上げたいのは、資料21番の左下の図、「携帯電話とPHSとの番号ポータビリティが可能となった場合、携帯電話の番号はそのままPHSを利用したいと思いますか」というところの答えが非常に低いです。でも、資料21として引かれているのは、その右側の識別性が云々というところの数字だけ引かれていまして、ポータビリティを利用したいという人は、上のPHSユーザーは、多少は携帯ユーザーよりも多いですが、携帯ユーザーは非常に低い結果が出ています。そのことについて、先ほどの三友委員のおっしゃっていることも含めて、一体どんなことが起きるのか起きないのか、意味があるのかないのか、そういうことを、せっかくこういう資料が出ているのに、資料の引き方についても少しバイアスがかかっているのではないかなというふうに思いました。とりあえずそれだけです。

【酒井主査】 一井委員。

【一井委員】 私もこの時期の書き方というか、考え方についてはやっぱり異論がありまして、逼迫の時期というのは、今の番号の使われ方、それから改修に必要な時期というのを考えると、今決めないといけない。これは多分いいのかなと思うのですが、番号ポータビリティをいつまでに導入しなければいけないというのは、今決めなくても、今方針を示す必要はひょっとしたらあるのかもしれませんが、今時期を決めなくちゃ

いけないということではないのかなと思うのですよね。競争環境がどうなるかというのを考えるのはこの委員会のミッションの中に入っているのかどうか、ちょっと私はよくわからないのですが、そういったこともあるでしょうし、今河村委員がおっしゃったように固定のユーザーは料金がどうなっているかあまりよく知らないというようなこともある。そんなことでどうなるかわからないというようなこともある、その中でおしりを切っ
ていつまでやらなきゃいけないとここに書かなきゃいけないかというのは、ちょっと疑問に思っています。

【酒井主査】 先ほど河村さんのおっしゃった、この引き方のところでは、もともと周知という意味では、確かに手段としてPHSにかかった場合にはトーカーか何かでそれを識別するような方向でいくということは、その方向にはなりそうなのですね。

【東川補佐】 はい。固定電話から携帯とPHSにかける場合については、参考資料の資料23のほうをご覧くださいなのですが、PHS側で、今回番号ポータビリティを導入する場合は、必ず識別できるよう交換機側を改修するべきということを、21ページの考え方の資料23の部分で述べております。

また、資料21のほうにつきましては、ちょっとカッコ書きで示す資料21の位置が不適当だったのかなと思います。骨子案の「必要であるという回答が37%という結果になっている」ところの後に資料21を持ってくるべきでございまして、その後「識別性の確保に向けた検討が必要である」というところのほうが正確かなと考えております。

また、料金体系の違いについては事業者や国から利用者に周知するよう、これはしっかりやっていくというふうに考えておりますし、現在の料金設定のあり方についても、関係事業者間において必要な見直しを行うことが必要だというふうに考えております。

【酒井主査】 あと、その時期等について、これは、26年度初頭はこういったものがないので、これは当然はっきりしておるのですが、そこから後については、確かに1年と決めなきゃいけないほうがいいのか、それは目標レベルなのか、その辺がどうなのか、書き方の具合かもしれないのですが、どうですかね。

【東川補佐】 こちら23ページの最後の導入時期の部分でございしますが、やはり時間を区切るということは、一井委員からご指摘ありました利用者利便、利用者保護を配慮すること、また事業者のネットワークを円滑に移行すること、こういったことが完全にできた上で、万全の状態で導入されるというものが望ましいというふうには考えております。ただ、この骨子（案）で時期を示さないまま終わると、その事業者のネットワーク改修や

事業者への周知についてもほんとうに期限がない中で、そういう移行の準備が進むのかというところが、この導入時期を加えたところの理由になります。

【酒井主査】 結局、その後やりましようと言ったとすると、事業者はいつから改修の工事に入っていかわからないからというのが一番ですね。それに間に合うように。ちょっとぼかしちゃうと、逆に事業者のスタートがかからないこともあるわけですね。

【相田主査代理】 逆でしょう。結局事業者として、070を開放するのと番号ポータビリティを改修するのと、二度に分けて改修するのではなくて、結局はもう先が見えているのだったら一気にその改修工事をやりたい。改修工事だけやっておいて、番号ポータビリティいつまでたっても始めないというのも不自然だから、結局そういう意味で、おのずと日取りが決まってくるのだと思うのですけれども、先ほどの河村委員のご指摘もありますから、番号ポータビリティをほんとうに始めていいという条件を、もう少し明確にどこかにまとめておかれてはいかがですか。「導入により、利用者の混乱が生じない状況にあることを確認し」というのを具体的な内容、ここに書くのがいいかどうか、別のところにまとめるのがいいのかはありますが、やっぱりそれを押さえておかないと、なかなかほんとうにゴーサインを出していいかどうかというのが、実際にその場合の判断をしにくい。あるいはここで出したのとはやや意図に沿わない形で番号ポータビリティが始まっちゃう可能性があるかもしれないという意味では、そこをちょっと明確に挙げておいたほうがいいのかないかなというふうに思います。

【東川補佐】 そこはご指摘のとおり、検討させていただきたいと思います。

【相田主査代理】 もうちょっとよろしいでしょうか。

【酒井主査】 どうぞ。

【相田主査代理】 得られた結論は大体よいと思うのですが、ちょっと途中で勇み足が何カ所かあるかなというところで、例えばこの6ページのところのM2M専用番号の割り当てというので、これも専用番号の定義によるのかもしれないのですけれども、考え方ところで、「既存のM2Mサービス利用者の電話番号を変更する困難を伴う。このため適当ではない」という言い方になっているのですが、このM2M用の新たな番号体系を割り当てるという話と、既存のサービスの番号もそちらに移行するかというのはちょっと別な話なので、これをもってだめだというのは、ちょっとやっぱり無理かなというのが1点です。

それから同じような話として、ここの11ページから12ページにかけて、060番号を携帯電話に開放するとしたら、その制度創設から間もない段階であることを考慮すると、

060 番号による FMC サービスを廃止することは時期尚早だと考えられているのですけれども、ここ全然そんなことを言っているわけではなくて、060 の C コードで分けましょうという話であるはずなので、やっぱりこの第4章の段階では（2）ですね。070 を含めてなんですけれども、既に使われている 0A0 番号を携帯電話でも使うとしたら、番号ポータビリティが行われない限りというのでしょうかね、0A0 の C のコード、あるいは CD のコードで、その従来のサービスと新たに使うことになる携帯電話を区別しなきゃいけないということで、その C コードで区別するとしたとしても、例えば 020 とか 050 みたいな番号等ではサービスの差が大きいから、あまり不適當でしょうと。まあ 070 ならばサービスが近いから、そういう同じ 070 の共用ということでも比較的いいのではないのでしょうかと言いつつ、これは私の趣味なのか知らないのですけれども、その 050 の番号、ポータビリティのことまで考えると、あまり明示的に書いていないですが、二度に分けて改修するよりは一度でやってしまうほうがいいのではないですかというのが多分、あまり明確に書かれていない、これがロジックなんじゃないかと思うのです。そこらについて、もう少ししっかりと書いたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それからあと、これは勇み足というほどじゃないのですけれども、その第5章のタイトルでもって、盛んに 070 番号の開放とってあるのですが、第4章の段階ではそれでもいいかも知れないのですけれども、第5章はポータビリティの話なので、先ほど三友委員の意見ではないのですけれども、携帯電話と PHS と、一応対等の立場で議論したほうがいいと思うので、070 番号の開放というのは純粹にその携帯電話にとっての立場ですので、第5章で 070 番号の開放という言葉はあまり適切ではないのかなと。携帯電話への 070 番号の開放という言い方をするか、あるいは 070 番号の共用というような言い方にするか、何かちょっと「070 番号を開放する際は」とポンと書いてあるのですけれども、これは完全に携帯電話の立場に立った言い方なので、第5章で使う言葉としてはあまり適切ではないのかなと思いました。

【東川補佐】 はい。今、相田委員からご指摘いただいた専用番号帯の付与の部分につきましては、既存の電話番号をどうするか、新たに無線専用番号を割り当てるという、その視点をしっかり書き分けるべきだということだと思いますので、そこは報告書（案）の段階でしっかりと前提条件を立てて記述したいと思っております。

それ以外の 070 番号を第5章で共用とするか、あるいは第4章のほうに 070 番号を寄せるべきじゃないかというところについても、ここは特に事業者ネットワークの改修の

部分で、番号ポータビリティの導入と070の開放に伴う工事というのは、ご指摘いただいたとおり同時にやったほうが効率的という側面もあるかなと思っておりまして、そこで070番号と番号ポータビリティのネットワーク改修の部分など、こちらにまとめて記述いたしましたが、その部分についても、やはり建前としてしっかり分けて記述すべきだというご意見であれば、そこは報告書の段階で検討したいと思っております。

【酒井主査】 ちょっとあと1点、細かいところですけども、19ページの一番上のところで、ACR機能付き電話端末等においては動的に00XY番号を付加するので、対応しない場合にはガイダンスを流して有効なものでしたか。00XYが自動的についちゃうのですよね。

【東川補佐】 はい。今のACR機能付き電話機については、00XYを押さずとも、携帯電話の090、080にかけたときは、それぞれ00XYからかかってくるのと同じ状況になるという意味で、基本的機能として備わっているとしておりまして、それでガイダンスを流すというところについては、PHSに発信した際につながらない場合に、これは選択中継サービスにPHSが対応しない場合ですけども、対応しない場合は、こうした電話機の機能設定をすべて解除してしまうと、00XYを発信しない状態で090、080に発信されてしまいますので、そこはこれまでどおり00XYから発信できるようにしておくべきであるというふうに考えておりまして、PHSが対応しない場合はPHSにつながらないといった旨をガイダンスで流すという対応をすべきであるというふうに考えます。

【酒井主査】 あるいは、機械が勝手に00XY-070にかけちゃったときに、そうすると利用者は知らないで、ただ急につながりませんとガイダンスだけが返ってきて、何のことだというふうにならないかと。利用者が自分で押す場合はいいのですがね。

【東川補佐】 つながらない場合については、もちろんガイダンスだけではなく、PHSにつながらないといったことはその端末だけの話ではなく、サービスとしても、これを周知する必要があるとは思っています。

【酒井主査】 ACRとかで、そういう番号を自動的につけないようにしてもらわなきゃいけないわけですよ。

【東川補佐】 そうですね。はい。

【相田主査代理】 これ、もう一つ書いていただかないとよくわからないと思うので、これ番号ポータビリティの後の話ですよ。だから番号ポータビリティで、090、08

0 番号について、PHSに対してこのような形がなされている可能性があるのですが、その場合に自動的に00XYを付加する機能を解除する手順、端末によって違うと思いますが、頭にも0000をつけるとかというのが普通だと思いますが、それを周知する必要があります。この発信できない旨のガイダンスって、これつながりませんというのは多分、もう既に00XYのサービスとして、これは当然つながらないのだから何らかのガイダンスが決まっていると思うのですが、その場合にこうしなきゃいけないよという、利用者周知のほうが必要だということが大事なんじゃないかと思いますけどね。

【東川補佐】 はい。

【酒井主査】 細かい話ですが、矛盾のないようにお願いします。それから、何かこのところで、利用者保護、消費者保護という言葉が両方入っていませんでしたか。何か違いがありますか。

【東川補佐】 消費者保護という言葉は事業者の意見として、21ページの固定電話事業者から、消費者保護の観点からという趣旨で入っているのみでして、基本的には、主な意見のほうでは事業者からの元の意見をそのままの形で掲載しております。考え方のほうではすべて利用者保護という言葉で統一しております。

【酒井主査】 分けて使うのですね。わかりました。

先ほどのように少し番号ポータビリティ、事業者のほうは一遍に改修したいという意向は多分あると思いますが、きちんとどういう条件がクリアしたらという形で、整備しておくというような形で考えたほうが思うのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

【池田委員】 そのナンバーポータビリティ導入に伴う課題についての1つで、18ページなのですが、選択中継サービスについて事業者によるネットワークの改修ということで、過度の経済的な負担とならない限り、利用者利便の観点から選択中継サービスからPHSへの発信を可能とすることが求められるとあるのですが、前回見せていただいた料金表を見ますと、必ずしも選択中継サービスを使うことが安くない場合が、かえって高くなる場合もあると思うのですが、そういった場合も利用者利便の観点からと言っていいのか、それともつながることが利用者利便なのか。この点はどういうふうに評価したらよろしいのでしょうか。

【東川補佐】 こちら18ページの、今ご指摘のあった箇所でございますが、今固定電話から携帯電話、PHSに発信した場合は、距離に依存しますが、40円から130円となっておりますが、これは今、PHSは選択中継から発信、サービスをやっており

ませんが、実際にサービスを提供しようとしみますと、接続交渉など料金設定を含めて事業者間で調整が必要であると事業者より聞いております。その際に現行の40円というサービス、40円という料金で、実際固定事業者側、PHS事業者側がサービスを提供することで利益が上がるのかどうかというところは、まず1つ大きな経済的負担の意味というふうに考えております。

それで料金が上がったことで利用者利便になるかという、これは全くならないと思いますので、その部分はやはり現行の料金水準の中でそのようなサービスを提供することで利益が出るかというところで、過度の経済的負担とならない限りは、というふうに行っているところでございます。

【酒井主査】 どうぞ。

【河村委員】 今のお答えはちょっとよくわからなかったのですが、要するに事業者側から見た事情もありますが、利用者から見たときには、安くなるはずのサービスで高くなる可能性があります。つまり可能性がありますとおっしゃっているということですよ。今のお答えは。

【東川補佐】 いえ、高くなるということではなくて、これは現行の料金の中で事業者間、どのように接続料を負担するかというのを交渉するというところでございますので、その結果、料金が高くなるようなことがあれば、これは利用者利便の観点から好ましくないと考えておりますので、利用者利便の観点には含まれないというふうに考えます。つまり、現状の料金体系の中で、それより選択中継サービスを使うと下がるということが、少なくとも携帯との選択中継サービスでは実現されたわけですから、そういった観点から実現されるということが前提として利用者利便の観点というふうに考えております。その料金が実現できるかというところは事業者間の交渉ということになりますので、そこで経済的負担とならない限りはというふうに行っているところです。

【酒井主査】 今のこの文章のほうを見ると、何となく経済的負担というのは改修のソフトウェア工事がうんと金がかかる場合にはだめだけだというふうに読めるのですが、今のお話だとそうではなくて、ちょっともう一つ別の意味の、接続料金等をやった結果、その安い値段にすると事業者が赤字になっちゃう場合にはやらなくてもいいと、そういうふうに読めちゃうようにも見えるのですが。簡単にソフトウェアと考えてはいけないのですか。

【東川補佐】 もちろんソフトウェア、ネットワークの改修というものが大きな負担に

なれば、それも過度な経済の負担というふうに考えておりますが、そこのサービスを提供することで、実際ちゃんと利益が確保できるかというところも大きなところであるというふうには事業者から聞いておりますので、そこは利益がない場合に選択中継サービスを提供するというのは過度な経済的負担となってしまうのではないかと考えているところでございます。

【河村委員】 やっとわかってきました。おっしゃっていることが。つまり、おっしゃっていることを私なりに言いかえますと、それでペイしない場合には、そんなかえって高くなるようなサービスになっては困るから、サービスを提供しないという可能性があるというふうにおっしゃっているということですね。

【酒井主査】 どうぞ。

【東川補佐】 そうですね。過度の経済的な負担を伴う場合まで、そこは何か何でもサービスを提供しなければならないということにはならないのではないかとというふうに考えております。

【河村委員】 ということは、番号ポータビリティをしたら、070でも携帯の人もPHSの人もいるわけですから、非常にサービスを提供しなかった場合に識別が難しくならないのですか。

【中沢番号企画室長】 識別といったことをどの時点でやるかということだと思いますけれども、先ほどその資料、参考資料も含めてですが、少なくともこの骨子（案）におきましては、PHSであることを携帯と識別できるような仕組みというものをPHSのほうに求めていくということが書かれているということでございます。実際にどのぐらいの料金がかかるかというのは利用者のほうで、どこにかけるのかといったことで、ご利用の前に調べていただくなり確認をしていただく必要はあると思いますけれども、実際にかけたときに、これはPHSだなということを確かに確認できるような方法が考えられますので、それをもって実際に発信をするときに確認する方法が実現できるのではないかとということで、そういった形で骨子（案）には示させていただいているところでございます。実際にどのぐらい料金がかかるかというのは、事業者による差が存在するのは確かでございます。これが今後どうなるかわかりませんが、河村委員からのご指摘も、要はそういった料金自体が違うということを、番号ポータビリティになるとかけるときにわからなくなってしまうので、まずは、発信先であるところの事業者がどこであることを識別できるような仕組みは求めていこうと。そういった中身を書かせていただいているところでござ

ざいます。

【酒井主査】 要するに、00XYで090という形でかけたときに、相手が携帯だったらそのままかかっちゃうけれども、もしPHSだった場合に、なおかつPHSの場合には値段が安くないのだったら、その場合はこちら、例えばPHSなのでこれのサービスは使えませんというふうなトーキーが入るとか、そんなイメージですね。トーキーかどうかは、これまだわからないわけですね。サウンドかも知れないし。

【相田主査代理】 でもまあ、一般的には電話番号をかければつながることというのが1つの大きな利用者利便なので、少しくらい高くなってもちゃんとつながるようにするというのが、番号からいった原則じゃないですかね。それでちゃんと、正しくその料金体系を知っている人だったら、PHSですというのが聞こえた途端に電話カシャッと切る。それで00XYをつけずにダイヤルし直す。つながる、つながらないという話と、料金の話と、どっちに重きを置くかというところで、とにかく改修の費用が上乗せされるので高くなる可能性は少なくないのですけれども、やっぱり番号の立場から言えば、少しくらい高くなろうが、ちゃんとつながるようにした上でこれは幾らかかりますと周知して、PHSだとわかった途端に切っていただくというほうが正しいのであって、安くないからつながないというのは、やっぱり番号の立場からすると正しくないような気がするのですけれどもね。

【酒井主査】 まあ多分、それを今ここで検討できないかもしれないのですよね。確かに値段が違うというのはあるのですけれども。そこで切っちゃうのがいいのか、それともこれはPHSだということで少し高いなと思いつつつながるのか。実際高くなるのか安くなるのかはまだわからないので、もうちょっとその辺の仕様は詰めないで無理のような気がしますけれども。

【中沢室長】 今の結論でどうこうということではなくて、いろいろその点を考慮するときに、00XYからの発信というのが、0AB-JIP電話が普及しているという状況もございまして、基本的には00XYをつけなくてもかなり、資料にもあるような形の料金体系も実現されているというようなこともございますし、それから先ほども高くなるのが利用者利便なのかどうかとか、逆に00XYをつけることによって距離に依存しない形で発信ができるというようなところもあって、どちらが便利かというのはなかなか判断しかねるといいますか、いろいろな見方があるのだろうなというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、繰り返しになりますが、先ほどのような識別ができる仕組み

を導入することによって、発信するごとにそういったことが識別できるようになれば、利便というものは確保できるのかなということで書かせていただいているところでございます。

【酒井主査】 ほかいかがでしょうか。多分今のところは少し整理して進めないといけないと思いますけれども。

【三友委員】 ここにない話でもよろしいでしょうか。

【酒井主査】 どうぞ。

【三友委員】 教えていただきたいのですが、技術的なことはよくわからないので。実は先の大震災のときにPHSは比較的つながりやすかったという評価があって、PHSの評価が高まったのですけれども、MNPが仮にPHSと携帯の間で導入された場合に、PHSからのコールが以前に比してかかりにくくなると。もちろん輻輳とか、そういう問題は別として、一体どの番号が携帯なのかPHSなのかかわからないわけですね。リダイレクション方式を使うのか知りませんが、現状のネットワークのあり方と、それからMNPを導入したときとの比較として、ワンクッション入るがためにかかりにくくなるという可能性はないのでしょうか。というのは、携帯の場合は、例えば、私は震災のときに実は沖縄にいたのですけれども、沖縄ローカルで、携帯同士で電話かけようと思ってもかからなかったわけですよ。そういう問題があったわけです。それは、番号は全部中央でコントロールされているからというのがあるのだと思うのですけれども。そういう問題があるので、MNPを導入して、PHSのトラフィックが比較的これまで少なかったという利点があったのだと思うのですけれども、MNPのシステムを入れるがために、そのよさが相殺されるといいますか、減じられるようなことというのはないのでしょうか。これは今ここで答えはいただかなくてもいいのですけれども。

結構今、震災に強い国づくりというので一生懸命やっていますよね。それでICTがどういうふうにそれにかかわるかというのがあると思うのですけれども、PHSの評価というのはそういうところに強いがありますので、そういう視点も報告書に含めるかどうかは別として、ぜひ考えていただけないかなというふうに思いまして。

【相田主査代理】 ちょっと細かいことはわかりませんが、直感としてということだと、ポータビリティを使っていない、もともとPHSに入っていた人であれば、かけるほうも受けるほうもポータビリティのメカが何か入り込むたびに何とかというのはないような仕組みに、今なっているはずだと思います。逆に共通データベースとか、これか

らIP化のときにいろいろやろうとしているやつだと、そこに集中してというのはあり得るかもしれません。今はとにかく、その番号を見てそこにつないでみて、そこで別の事業者に行っちゃいましたと言われたら慌ててつなぎ直すものですから、もともとからずっとその番号を使っている人であれば、その悪影響が出るということは特にはないはずですね。もちろんその通話量自体が増えていて、それによって影響を受けるという可能性はありますけれども、それについても昨日、一昨日あたり、事業者さんから聞いた話では、いわゆる信号チャンネルというのですか、通話量ではない、呼をつないだりするための信号をやりとりするチャンネルは、通話量に比べてもうちょっと余裕があると聞いていますので、そちらが先にネックになる可能性はあまり高くないかなというふうに思います。

【東川補佐】 事業者のほうにも聞きまして、個別にコメントさせていただきたいと思います。

【酒井主査】 いかがでしょうか。よろしいですか。

【河村委員】 先ほど選択中継サービスのお話が、先生の、多少高くなってもつながったほうがいい面という、それはほんとうに考え方の、人それぞれですけれども、少なくとも電話番号にかければつながることは当然ですが、選択中継サービスというのは、やっぱり安くなるためにある、存在しているので、高くなってもつながらないよりつながったほうがいいのかどうかは全く別な意見を私は持っていますし、そのあたり、いくらここで話しても、要するに、どうなるかわからない、料金もわからない、結果によってはサービスを提供しないほうがいいのかもかもしれません。サービスを提供しないということがどういう混乱を招くかもちょっとわからないというよりも、かなり混乱を招くと私は思いますけれども、そういうことが数々、あけてみなければわからない状態で積み残されていくわけなのですが、もともと最初のところに戻っちゃうのですけれども、そうまでして強くやらなければならない理由が私にはちょっと、いま一つピンと来ないのですね。先ほどの資料21に戻っちゃいますけれども、ポータビリティを利用したって、PHS・携帯間で利用したいという人がさほど多くないですし、その辺はこの委員会としてそれほど強く、070という番号を携帯電話に使うということはまあここで決定するにしても、そこまで強く、既定路線のように掲げなくてもよろしいのではないかと考えております。

【酒井主査】 確かに、どこかでそう、このところで何%が使うかということは、ちょっとまだわからないことは確かだと思うのですが、携帯とPHSということで、そんなに分ける必要があるのかなというのが私の個人的意見で、もともと携帯同士のポータビリ

ティがないというのはそれも1つの考え方ですけれども、携帯とPHSというところについて、ある程度同じジャンルの別の方式だよというふうに位置づけると、携帯であるものはPHSであってもおかしくないという気がしないでもないという気はしております。ただ、ちょっとそれは個人的意見ですので、ここのところでどう書くかということですが、ある程度ポータビリティに移行という方向になっているような気がしますので、その条件が十分整備されるということを条件とか、あるいはそのこの条件がこういうものだということを根底できちんと書いて、それでまたパブリックコメントを見て、それでもだめなのかという話とか、その上で話をしたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【相田主査代理】 ちょっと1ついいですか。純粋な数字に関するコメントですが、先ほど資料21、携帯電話利用者のほうからPHSとの間でポータビリティ利用したいですかというのが、「ぜひ利用したいと思う」30、「利用したいと思う」109と合わせて139ということで、十四、五%ですか、958サンプルですから。これは携帯電話でこれまでに実際にポータビリティやったことがある人というのが10%ですから、それと比べると決して少ない数字ではないと思います。ただ、逆にPHSから携帯というほうが圧倒的に多いのと、これがほんとうにポータビリティ始めちゃうと、携帯電話使う人がいなくなっちゃうのではないかなという、純粋にこの数字から見るとそういう考え方はありますけれども。139という数値が、必ずしも少ないということでもないというのが私の印象ではあります。

【三友委員】 よろしいでしょうか。

【酒井主査】 どうぞ。

【三友委員】 最初に私が指摘させていただいた点はまさにそういったことでございまして、ちょっと言いかえると、ポータビリティを導入する、やっぱり大義名分、理由をもう少し、政策としてやるわけですから、それをもう少しちゃんとクリアに書いて、みんなが納得するような内容にしてほしいということが、私が最初申し上げたことの1つです。

それから競争中立性云々といったところも、PHSと携帯の間の競争中立性ということもやっぱり担保しなきゃいけないと申し上げましたけれども、その意味は、片方から片方へどっと思っちゃうこともあるわけですね。そういうことをある程度ちゃんと想定の中に入れておいた上での、こういった政策的な変更であるということは、ちゃんとどこかに明示しておく必要があるかはわかりませんが、シナリオ云々と申し上げたのはそう

いうこともやっぱり起こり得るので、そういう状況でもそれは消費者の選択なのだから、消費者がそれによってメリットを受けているのだということをやっぱり言わないといけな
いのだろうと思うのですよね。そのことで改めて最初に申し上げた次第です。

【酒井主査】 この数値そのものが、多少大義名分にもなり得るというふうなお考えで
よろしいわけですね。十何%とか、こういったのがどのくらいかわからないけれども、今
の携帯同士でも。

【三友委員】 以前に携帯のナンバーポータビリティをやったときも、そんな大義名分
をつくったのですけれども、でもある程度想定できるものというのがあったわけですね。
こういう形で競争が促進されれば、その結果として価格が下がるだろうと。価格が下がる
ことが利用者だけじゃなくて、そのポータビリティを実際に利用しない人たちにとっても
メリットになるというようなシナリオがあったわけですが、何かそういうメリット
が目に見えるような形である程度示されないと、なかなかこれ厳しい。ただ、これ意向で
すから、意向が必ずしも現実になるとは限りませんし、実際の携帯のポータビリティも5
年間でたかだか10%ですから、これは成功と見るのか、失敗と見るのか、いろいろ意見
が分かれるところでもあるのですけれども、明らかに韓国などと比べれば、はるかに低い
数字であることは確かなのです。ですから、携帯とPHSの間のポータビリティを入
れたことによって非常に流動性が高まるのだったら、それはそれで私はいいと思うのですけ
れども、ほんとうにそういうことが起こるのか。起こるのだたらどういう条件が必要
なのかとか、ある程度そういうところまで考えておかないと、まあそういう意味ではシナリ
オ的なものも必要なんじゃないかということを申し上げた次第です。

【酒井主査】 わかりました。ちょっと難しいですけれども、少し知恵を絞ってという
ところですかね。

【東川補佐】 そこは導入することがメリットとなるシナリオみたいなものがしっかり
描けるかというところは、簡単ではないと思いますが、それに加えて、事業者のネットワ
ークの改修をしっかりやることができるかということと、あとは利用者が混乱を起こさな
いような状況を調整することができるかといったようなところを、導入期日までにそれが
はっきりと、具体的に見通せるよう記述を考えていきたいと思っております。

【酒井主査】 わかりました。

【野崎電気通信技術システム課長】 システム課ですけれども、さっき三友委員がおつ
しゃられたシナリオという点では、今スマートフォンで通信トラヒックがもう10倍とか、

ものすごい勢いで増えておりますので、大容量を逃がすためのWiMaxと携帯電話の両方使える端末の利用というのも始まっていますので、次世代PHSについても将来のそういう利用形態の多様化の可能性も含めていけば、番号ポータビリティのメリットというのもより考えられるかもしれません。デメリットという点では、PHSを明確に識別できるような音声、プーという音声を最初に流して、相手がPHSですよという明確に識別できるようにするとか、デメリットを対策を組み合わせでメリットを生かしていくかというようなシナリオをもう少し入れていくというのはあると思います。先生のご指摘を踏まえて検討していきたいと思います。

【三友委員】 私は、決してポータビリティをやるなど言っているわけではないのです。やるのであればやっぱりそれなりのメリットがないといけなくて、特に利用者にとってのメリットが何かということですね。それが非常にクリアに見えて、なおかつデメリットが何らかの対策によって、これが減じられるのであれば、メリットも明らかに大きいということが言えると思うので、そのメリットを何にするかというのはいろいろあると思います。今おっしゃったようなトラフィックを逃がすというのものもあるかもしれませんが、それが番号ポータビリティとどれぐらい連動するかというのは何とも言えないところでありますけれども、でもやっぱり考えられるいろいろなシチュエーションというのはあるわけですから、それをぜひ明示していただいた上で、そのメリットというものを主張していただかないと、なかなか、何で導入するのだろうという話になっちゃうのかなというふうに思います。

【酒井主査】 まだ課題が残ってはいるのですけれども、もしよろしければそろそろ終了させていただいて、次回の会合では、事務局でその辺も含めた報告書（案）をつくっていただいて審議いただくことにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、次回の日程等につきましてお願いします。

【東川補佐】 次回の番号政策委員会につきましては、11月中下旬を目途として別途事務局から日程調整のご連絡をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【酒井主査】 それでは、以上で第5回会合を終了したいと思います。どうも今日はお忙しいところありがとうございました。

以上